

阿蘇市阿蘇農村公園あぴか指定管理者募集要項

阿蘇市では平成18年9月から公の施設の効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」を導入しています。

今回、指定期間が令和2年3月31日で満了します「阿蘇市阿蘇農村公園あぴか」について、引き続き設置目的を効率的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称（総称：阿蘇市阿蘇農村公園あぴか）

阿蘇市阿蘇農村公園あぴか多目的グラウンド

阿蘇市阿蘇農村公園あぴか陸上競技場

阿蘇市阿蘇農村公園あぴか弓道場

阿蘇市阿蘇農村公園あぴかフェスタ広場

(2) 所在地

〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川656番地外

(3) 施設の設置目的、役割等

農村公園あぴかは、市民の体育向上と健康増進、都市と農村との交流を目的とした拠点施設です。

「あぴか」とは、阿蘇に光り輝くような施設になってくれという願いと、未来の阿蘇の発展・人々のふれあう姿も光り輝くものであるようにという思いを込めて名づけられました。阿蘇郡市内では、メインスタンドを有する唯一の第3種公認全天候型の陸上競技場、フィールドは正式サッカー芝コート、多目的グラウンド(ナイター施設設備)、弓道場のスポーツ施設の他、農業フェスタ広場、ちびっ子広場等があり、スポーツ大会やスポーツ合宿、イベント等に幅広く利用されています。

(4) 施設の沿革

平成10年4月（施設供用開始）

平成28年の熊本地震により陸上競技場全面改修、ジョギングロード部分復旧、メインスタンド廻り地盤沈下復旧

(5) 施設内容、規模等

管理業務仕様書のとおり（別紙1）

(6) 現在の管理運営体制

株ASOワークネット（指定管理者）

(7) 施設の利用実績

利用実績表のとおり

(8) 管理物品

管理物品は「別紙2 物品一覧表」で示した備品を市から無償で貸与します。なお、管理物品の取り扱いについては、協定で定めるものとします。

また、市が無償で貸与する以外の備品（設備機器類を含む）が必要な場合は、指定管理者が負担するものとします。

2 募集のスケジュール

※募集要項の配布期間を令和元年8月1日（木）～令和元年9月30日（月）の午前8時30分～午後5時としています。

（1）質問受付期間

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和元年8月1日（木）～令和元年8月30日（金）
午前9時～午後5時（土・日・祝日を除きます）
- ② 受付方法 「指定管理者指定申請に関する質問書」に記入の上、FAXで提出してください。
送付先：阿蘇市役所教育部教育課社会体育係 担当：足立
FAX：0967-22-5205
- ③ 回答方法 令和元年9月2日（月）から令和元年9月6日（金）までに質問者に対しFAXで回答します。

（2）現地説明会の実施

現地説明会を次により実施します。

- ① 開催日時 令和元年8月20日（火）
午前10時から1時間程度
- ② 開催場所 阿蘇市阿蘇農村公園あぴか
- ③ 申込方法 「指定管理者募集に関する現地説明会 参加申込書」に記入の上、FAXで申込みください。
送付先：阿蘇市役所教育部教育課社会体育係 担当：足立
FAX：0967-22-5205
- ④ 申込期限 令和元年8月7日（水）午後5時まで
- ⑤ その他 現地説明会への参加人数は、1団体3名までとします。
必ず事前申込が必要です。事前申込をせず当日直接の参加はお断りします。また、日時の変更には応じられません。

（3）申請書の事前確認

提出書類が揃っているか事前に確認を行いますので、前もって担当者に連絡して日程を決めてください。

申請書に不足・不備があった場合、失格となることがありますのでご注意ください。この確認は審査ではありませんので、申請価格等は記載しなくても構いません。質問に係る回答を令和元年9月6日（金）までとしていますのでご承知ください。

（4）申請書提出先及び提出期間

- ① 提出先 阿蘇市役所（3階）教育部教育課社会体育係 担当：足立
〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1
電話 0967-22-3229（直通）
- ② 提出期間 令和元年8月1日（木）～令和元年9月30日（月）

午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除きます）
郵送の場合、書留郵便により令和元年9月30日（月）午後5時
までに必着すること。提出期限は厳守してください。
電子メール、FAXでの提出は認めません。

- ③ 提出部数 申請書類等を正本1部、副本（コピー）6部提出してください。
詳しくは「4 申請書類等」をご覧ください。
提出書類は、原則として日本工業規格A4版とし、1部ずつ綴じ
て提出してください。

※全部数を封筒に入れてクチ・セナカ・シリを団体印（もしくは団体代表者。
私印可）で封印のうえ提出すること。

3 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であることを応募資格とします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 阿蘇市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがないこと。
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑤ 市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑥ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑦ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が県知事に対して行われ、当該状態が常態化する等、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑨ 国等が行う各種統計調査に全て協力していること。
- ⑩ その他当該施設を管理運営するに当たり、市が必要と認める要件を有していること。

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ⑪ 代表団体を選出し、市とのやりとりについては代表団体が行うこと。
- ⑫ 申請書の記名押印等については、応募者全員が行うこと。
- ⑬ 「4 申請書類等」の（3）については、応募者それぞれについて提出すること。
- ⑭ 申請については、一申請者につき一提案に限ります（重複申請の禁止）。
また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。
なお、グループの全ての構成員が「3 応募資格」の①から⑨までの全てを満たすことが必要です。

4 申請書類等

申請に当たっては、次の書類を市に提出（正本1部、副本（コピー）6部）してください。市が必要と認める場合、追加資料の提出を求められることがあります。

また、申請書類等の申請に要する経費はすべて申請者が負担し、審査終了後においても、申請書類等の返却はしませんのでご了承ください。

なお、申請書類等は公表することがありますので、公表できない書類や内容がある場合には、申請者の責任において公表できない理由を明確にされ、提出の際に申し出てください。

(1) 指定管理者指定申請書（別記様式）

（添付資料）

- ① 当該施設の指定期間内における管理業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書（※5（2）の選定基準と配点を熟読の上、作成してください。）
- ② 定款（寄附行為）の写し
- ③ 登記簿謄本（法人以外の場合（3）を参照）
- ④ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録

(2) 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

- ① 法人の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
- ② 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ③ 指定の申請に関する意思決定を証する書類（総会等の議事録等、議題名のみは不可）
- ④ 法人の事業計画書及び収支予算書
- ⑤ 法人の事業報告書及び収支計算書（過去3年分）
- ⑥ 法人税・消費税及び地方消費税に係る納税証明書（もしくは未納が無い証明書）
- ⑦ 法人事業税・法人県民税に係る納税証明書（もしくは未納が無い証明書）
- ⑧ 法人の市区町村税の納税証明書（もしくは未納が無い証明書）
- ⑨ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- ⑩ 当該施設の管理に従事を予定している従業員名簿

(3) 申請者が法人でない場合は、次に掲げる書類

- ① 規約、会則等（団体の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの）
- ② 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ③ 団体代表者の住民票の写し
- ④ 団体構成員全員の名簿
- ⑤ 指定の申請に関する意思決定を証する書類（総会等の議事録等、議題名のみは不可）
- ⑥ 団体の事業計画書及び収支予算書
- ⑦ 団体の事業報告書及び収支計算書（過去3年分）
- ⑧ 団体構成員全員の市町村税に係る納税証明書（もしくは未納が無い証明書）
- ⑨ 当該施設の管理に従事を予定している者の名簿

(4) グループで申請する場合は、グループ構成員表及びグループの協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求団体、受領団体等を明らかにした書類）

(5) その他市長が必要と認める書類

5 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

指定管理候補者の選定は、阿蘇市指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の選定事項に従い審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。

また、選定委員会の委員に対してプレゼンテーション（提案説明）を実施していただく場合があります。日程は追って連絡します。

なお、応募資格を満たさない応募者については、審査の対象外（無効）とします。

(2) 選定基準と配点

No.	選定項目	審査項目	内容	配点
1	事業計画の内容が、住民の平等な使用を確保するものであるか	施設の設置目的及び市が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか	10
			市が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	
			団体の経営モラルは適切か	
		平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	事業等の内容に偏りはないか	
			生活弱者等へ配慮されているか	
2	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	年間の広報計画の内容は適切か	20
			利用拡大の取り組み内容は適切か	
			地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか	
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービスの向上のための取り組み内容は適切か	
			募集要項に示した内容の提案は適切か	
			自主事業の提案は市が意図した企画となっているか	
		施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか	
			求めている内容が事業計画書で提案されているか	
	施設管理、安全管理は適切か			
	維持管理は効率的に行われているか			
3	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	施設管理運営に係る経費の内容	施設管理運営に係る収支計画等は適正に計画されているか	20
4	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	30
			収支計画の実現可能性があるか	
		安定的な運営が可能となる人的能力	職員体制は十分か	
			職員採用、確保の方策は適切か	
			職員の指導育成、研修体制は十分か	
		安定的な運営が可能となる経理的基盤	団体の財務状況は健全か	
金融機関、出資者等の支援体制は十分か				
類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績はあるか			
5	その他、施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	情報の管理	個人情報保護のための適切な措置がとられているか	20
		公益性の理解	公の施設の管理に関し、公益性の理解があるか	
		情報公開	阿蘇市情報公開条例の規定について、理解があるか	

	人権擁護	人権擁護のための適切な措置がとられているか	
	苦情解決の方法	苦情解決の方法のための適切な措置がとられているか	
合 計			100

(3) 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤ 審査に対し不当な要求を申し入れた場合
- ⑥ 選定委員会委員に個別に接触した場合
- ⑦ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められる場合

(4) 選定結果の通知

選定結果については、各申請者に文書で通知します。

なお、審査内容や他の申請者などに関する質問等にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

(5) 候補者選定後における手続き

指定管理者の指定には、阿蘇市議会の議決が必要となります。

このため、市は指定管理者の候補者に対して、必要に応じて提案内容の趣旨を変更しない範囲において内容の修正を求めることができるものとし、指定管理者の候補者はこの修正協議に応じなければなりません。

なお、修正協議が整わない場合には、当該指定管理者の候補者から除外する場合があります。

また、議会による議決が得られなかった場合、市は、指定管理者の候補者が準備等に要した経費など一切の費用補てんは行いません。

6 管理の基準

(1) 基本的方針

指定管理者は、阿蘇市総合グラウンド条例及び阿蘇市総合グラウンド条例施行規則、関係法令等を遵守し、阿蘇市阿蘇農村公園あびかの設置目的に適合した管理と運営をします。

(2) 休館日

休館日は毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）とします。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、または休館日以外の日休館することができます。

(3) 利用時間

阿蘇市総合グラウンド条例第5条の規定に基づき、午前7時から午後10時までとします。

ただし、市長が特に必要があると認めたときは、利用時間を変更することが

できます。

(4) 料金体系

阿蘇市総合グラウンド条例に基づくものとします。※施設使用料及び財産使用料

(5) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

- ① 阿蘇市総合グラウンド条例及び阿蘇市総合グラウンド条例施行規則
- ② 地方自治法、同施行令、同施行規則、その他行政関係法令
- ③ 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令
- ④ 建築基準法、消防法ほか関係法令
- ⑤ その他

ア 指定管理者は、施設の管理に関して知り得た個人情報保護を図るため、阿蘇市個人情報保護条例第12条第2項の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければならない。

イ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分相当する権限を行使するときは、阿蘇市行政手続条例第2章の規定によること。

また、同条例第13条の規定に基づき、指定管理者がしようとする不利益処分に係る意見陳述のための手続きは市が行います。

ウ 指定管理者は、阿蘇市行政手続条例の規定に従い審査基準（第5条関係）、標準処理期間（第6条関係）を定め、これを事務所において備付けその他適当な方法により施設の利用者に公にしなければならない。

エ 指定管理者が行う阿蘇市阿蘇農村公園あぴかの利用者に対する各種の指導については、阿蘇市行政手続条例第4章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、市の機関に準ずるものとして、同章の趣旨に則り適切に行うこと。

オ 管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録は、阿蘇市情報公開条例に規定する公文書として適正に保管し、阿蘇市文書規定（平成17年訓令第5号）第31条に準じ保存すること。指定期間が満了し、又は指定の取消しを受けたときは、市の指示に従って引き渡すものとする。

カ オの文書等について、市長に対し阿蘇市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示の請求又は阿蘇市情報公開条例に基づく公文書の開示の請求があった場合において、市長からこれらの請求に係る文書等の提出を求められたときは、これに応じること。

キ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）に努めること。

(6) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合は、この限りではありません。

(7) 備品及び物品の管理

指定管理者は、施設の備品及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(8) 利用者への周知

指定管理者は、指定管理者の名称と連絡先、市の所管課名と連絡先を施設内に表示し、又はパンフレット等に明記する等、指定管理者が管理運営している市の施設であることを明示すること。

(9) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務の遂行に当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることを禁止します。指定期間が終了した後も同様とします。

(10) 事業計画書及び収支予算書の提出

指定管理者は、次年度の事業計画書及び収支予算書について、あらかじめ市と調整を図った上で作成し、原則として毎年度10月末までに提出してください。

(11) 事業実績報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に次の事項に関する事業報告書を作成し、市長に提出していただきます。

- ① 指定管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 利用料金の収入実績
- ④ 指定管理業務に要した経費の収支状況
- ⑤ その他管理の実態を把握するための文書

(12) 市内雇用及び市内発注等への配慮について

指定管理者が行う管理業務に必要な人員については、特別な理由がある場合を除き、阿蘇市内居住者からの雇用を図っていただくとともに、現指定管理者からの雇用の継承についても配慮してください。また、業務の発注や物品の調達等においても市内事業者への発注に努めてください。

(13) その他

管理の基準の細目については、市と指定管理者で締結する協定で定めるものとします。

7 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

8 業務の範囲

指定管理者が行う指定管理業務は、次のとおりとします。

- (1) 施設の運営管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (4) 自主事業に関する業務

- a 指定管理者は、自主事業として自らの予算において、積極的に企画し実施するものとする。なお、自主事業の実施により収益が発生した場合は、その収益は指定管理者の収入とします。
- b 自主事業の内容は、市長の承認を得て、原則として施設設置の目的に沿ったものであること。

(5) 管理上、市長が必要と認める業務

① 施設管理に関する業務

- ア 施設、各種設備の点検
- イ 燃料費（灯油、重油、ガス）及び電気料、上下水道等の光熱水費の支払い
- ウ 消耗品の調達、備品及び物品の管理
- エ 修繕工事等（別途協定書に定める軽微なものに限る。）
- オ 水質検査等
- カ 植栽管理、駐車場の管理に関する業務

② 清掃に関する業務

- ア 屋外公衆トイレの清掃等

③ 利用管理に関する業務

- ア 利用案内、利用指導、利用促進、公聴広報等
- イ 事故、災害等緊急時の対応
- ウ 関係機関との連絡調整等
- エ 施設利用状況等の調査、報告

④ ①～③に掲げる事項のほか、別紙管理業務仕様書に定めるとおり

⑤ その他、阿蘇市阿蘇農村公園あぴかの管理に関する事務のうち、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第4項）、不服申立に対する決定（同法第244条の4）など法令等により市長のみ権限を属することを定められている事務を除く業務

9 管理に要する経費

(1) 利用料金

施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる「利用料金制」を採用します。

指定管理者は、利用料金収入及びその他の収入により管理運営することとなります。

利用料金については、阿蘇市総合グラウンド条例第13条で定める額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

(2) 管理運営経費及び納付金

① 指定管理料

利用料金制度を採用する場合、通常、施設の管理運営経費見込額（人件費、物件費（消耗品費、光熱水費、設備保守点検費、維持管理費用等）、事務費等の管理運営に要すると見込まれる費用の総額）から利用料金収入見込額を差し引いた額を指定管理料の額としています。

指定管理者制度において、市は選定された指定管理者が提示した額を上限として指定管理料を支払います。指定管理料の上限額（以下「基準価格」という。）、

支払時期、方法等については、市と指定管理者との間で締結する年度協定書によって決定することとします。

阿蘇市阿蘇農村公園あぴかの管理運営に係る指定管理料の基準価格については次のとおり設定しております。応募者は、申請に当たって基準価格の範囲内で、各年度の指定管理料に基づいて事業計画書及び収支予算書を作成してください。基準価格を超える提案があった場合には、当該申請は失格としますのでご注意ください。

基準価格 108,540千円（消費税は含みません）

（年度内訳）

令和2年度 21,708千円

令和3年度 21,708千円

令和4年度 21,708千円

令和5年度 21,708千円

令和6年度 21,708千円

② 変動納付額

阿蘇市阿蘇農村公園あぴかの指定管理者となったときは、収入額（利用料金収入＋その他収入）から管理運営費を差し引いた額につき、下記のとおり指定管理者としての期間中、毎年度、市に納付していただきます。納付の方法は、別途定めることとします。

（「利用料金収入」＋「その他の収入」）－「管理運営費」＝【A】	市への納付金
【A】が、0円以下の場合 （市の補填はありません）	0円
【A】が、0円を超え、100万円以下の場合	市への納付の必要は無い
【A】が、100万円を超える場合	（【A】－100万円）×50%の額

※ 市への納付金算出において、千円未満は切り捨てとする。

ただし、災害等その他の事由により相当の期間営業ができない等特別な事情が発生したときは、当該年度の納付額について市と指定管理者との間で協議の上、決定するものとします。

（3）管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、当該業務専用の口座により管理してください。

また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(4) 開業準備経費

指定管理者は自らの負担において開業準備を行うものとし、それに係る経費について市は一切負担しません。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、阿蘇市議会の議決が必要です。

なお、指定については、指定の相手方に通知するとともに、告示を行います。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定の後に、指定管理者と市は協議の上、指定管理業務に関し指定期間の包括的な事項を定めた「基本協定」及び初年度の納付金を含む実施事項を定めた「年度協定」を締結します。年度協定は、年度ごとに協議の上、更新します。

なお、指定管理者が法人等のグループである場合には、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出してください。

(3) 留意事項

- ① 指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決においても、指定しないことがあります。
- ② 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
 - イ 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認めるとき。
 - ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 その他

(1) 指定管理者の責任履行に関する事項

- ① 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。
- ② 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合は速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については(2)のとおりとします。
- ③ 指定管理者は、指定管理期間が終了する概ね1週間前までには、施設及び設備を速やかに原状回復するとともに、次期管理者からの求めに応じ、事務及び運営などの引継ぎを円滑に行わなければなりません。
- ④ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

② 当事者の責に帰することができない事由による場合

市又は指定管理者が、不可抗力その他市及び指定管理者双方の責に帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になったと判断した場合には、両者は事業継続の可否等について協議するものとします。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

また、一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

③ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の団体等と、指定管理候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

④ その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(4) リスク分担に対する方針

市と指定管理者のリスク分担は、下表のとおりとします。

ただし、下表に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定します。

項目	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変更に伴う経費の増		●
その他	事業導入等による運営経費減に伴う指定管理委託料の見直し	協議により定める	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		●
周辺地域住民への対応	地域との協調		●
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		●
	上記以外の事項	●	
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更	●	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令の変更		●
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制度の変更	●	
	一般的な税制度の変更		●
政治・行政的理由による事	政治・行政的な理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場	協議により定める	

業変更	合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責に帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う施設・設備の復旧経費及び業務履行不能	協議により定める	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	●	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		●
資金調達	市から指定管理者への支払遅延によって生じた事由	●	
	指定管理者から業者への支払遅延によって生じた事由		●
施設・設備の損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		●
	施設・設備の設計、構造上の原因によるもの	●	
	上記以外の経年劣化、第三者行為で相手が特定できないもの等（20万円以下のもの）		●
	上記以外の経年劣化、第三者行為で相手が特定できないもの等（上記以外のもの）	●	
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		●
	上記以外の事由によるもの	●	
第三者への賠償	管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		●
	上記以外の事由により損害を与えた場合	●	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		●
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における事業者の徴収費用		●

1 2 添付書類・様式

(1) 添付書類

- ① 阿蘇市総合グラウンド条例及び阿蘇市総合グラウンド条例施行規則
- ② 管理業務仕様書
- ③ 利用実績表

(2) 様式

- ① 指定管理者指定申請書（別記様式（第2条関係））
- ② 事業計画書（様式1）
- ③ 収支予算書（様式2）
- ④ 誓約書（様式3）
- ⑤ 指定管理者指定申請に関する質問書（様式4）
- ⑥ 指定管理者募集に関する現地説明会 参加申込書

1 3 問い合わせ先・担当

住 所 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
郵便番号 〒869-2695
担当課名 阿蘇市役所教育部教育課
担当者名 社会体育係 足立
電話番号 0967-22-3229（直通）
ファックス番号 0967-22-5205
メールアドレス kyouiku@city.aso.lg.jp

別紙1

阿蘇市阿蘇農村公園あびか管理業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、阿蘇市阿蘇農村公園あびか（以下「農村公園あびか」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定める。

2 施設の概要

- (1) 名称 阿蘇市阿蘇農村公園あびか
- (2) 所在地 阿蘇市黒川656番地
- (3) 規模等 敷地面積 188,000㎡
- | | |
|------------------|----------|
| ①陸上競技場 | 24,000㎡ |
| ②多目的グラウンド | 34,000㎡ |
| ③弓道場 | |
| ④農業フェスタ広場 | 15,000㎡ |
| ⑤陸上競技場周辺ジョギングコース | |
| ⑥アートパーク（小公園） | 5,000㎡ |
| ⑦ちびっこ広場（小公園） | 5,200㎡ |
| ⑧駐車場他 | 104,800㎡ |
- (4) 施設概要
- ①陸上競技場（日本陸上競技連盟第3種公認競技場 全天候型スーパーX）、トラック（400m×8コース）、フィールド（正式サッカー競技芝コート1面）、メインスタンド（座席数550）、シャワー室
 - ②多目的グラウンド（野球2面、ソフトボール4面、照明施設完備）
 - ③弓道場（近的射場6人立、遠的射場3人立、アーチェリー使用可、照明施設完備）
 - ④農業フェスタ広場（全芝生）
 - ⑤陸上競技場周辺ジョギングコース（1.5km 全天候型ゴムチップ）

3 休場日 毎週月曜日とする。

4 利用時間 午前7時から午後10時までとする。

5 管理等に関する基本的内容

指定管理者は体育館の管理のため、阿蘇市総合グラウンド条例に基づき、常に公共性の保持に努め、次の業務を行うこと。

- (1) 施設利用者の受付に関する業務。
- (2) 施設及び付属品等の整備及び保守、保安に関する業務。
- (3) 施設等の使用許可及びその取消し並びに停止命令に関する業務。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認める業務。
- (5) 施設の運営管理に伴う関係法令に関する業務。

6 管理業務の範囲

(ア) 事務処理

- ・予約受付（予約台帳作成）、申請書送付、使用料の徴収、使用料の納付、領収証の発行、館内巡視、月報、年報等の作成

(イ) 施設のメンテナンス

- ・グラウンドの整備、弓道場の清掃、除草、故障箇所の修繕、トイレ清掃、多目的広場会議室の清掃、屋外男女トイレ（4箇所）の清掃、場内のゴミ及び落葉の清掃・樹木などの剪定、スポーツ用具のメンテナンス、作業機械のメンテナンス（芝払機「モア」、トラクター、刈払機、スノーパー）

(ウ) 芝に関する整備

- ・芝刈り：陸上競技場 8, 000㎡、多目的グラウンド 27, 000㎡、農業フェスタ広場 15, 000㎡、ちびっこ広場 5, 200㎡
- ・更新作業：バーチカル（根切り）作業、サッチ（腐れ芝）除去作業、エアレーション（土壌活性化）作業、芝張替え、施肥、施薬、芝地目土作業

(エ) 消防設備の点検

- ・消防法に関する法定点検に実施（消防用設備点検及び防火対象物点検）

(オ) 遊具点検

- ・遊具点検の実施（設置遊具等の点検）

7 法令等の遵守

次に掲げる法令のほか、関連する法令は、それを遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法 244 条第 2 項及び同 3 項
- (2) 阿蘇市総合グラウンド条例及び同施行規則
- (3) 協定の期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容を遵守する。
- (4) 消防法（第 4 章 消防の設備等）第 17 条の 3 第 3 項

8 物品の管理及び帰属

- (1) 指定管理者は、物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、異動が生じた場合は市に報告するものとする。
- (2) 指定管理者が、備品を購入しようとするときは、あらかじめ市に協議し承認を得るものとする。
- (3) 指定管理者が委託料以外をもって備品等を設置しようとする場合は、あらかじめ市に協議し承認を得るものとする。

9 管理が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、適切な施設の管理が困難になったと認められる場合は、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、施設の管理が困難と認められる場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
なお、この場合、市に生じた損害は、指定管理者が市に賠償しなければならない。
- (2) 不可抗力その他、市は指定管理者の責めに帰することができない事由により、施設の管理が困難となった場合は、市と指定管理者は、管理の継続の可否について協議を行うものとする。

なお、協議の結果、当該指定管理者により施設の管理が困難と判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

10 協定の締結

市と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる事項について協議を行い、これに基づき協定書を締結する。さらに、必要がある場合には、別途年度協定を締結することができるものとする。

11 留意事項

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、農村公園あびかの管理について、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と協議のうえ解決するものとする。

利用実績表(農村公園あぴか)

阿蘇市農村公園あぴか利用状況一覧(施設別明細)

平成30年度

(単位:人)

	陸上競技場	弓道場	多目的 グラウンド	フェスタ広場	ちびっこ広 場	駐車場	北側広場	会議室・放送 室・本部席	外 周	計
4月	675	63	2,744	167	100	0	0	37	287	4,073
5月	580	49	3,250	63	135	358	0	68	420	4,923
6月	820	62	1,570	35	174	500	0	130	230	3,521
7月	362	118	2,377	0	100	0	0	30	195	3,182
8月	2,828	390	5,601	461	180	0	0	68	610	10,138
9月	1,987	119	793	71	100	0	0	50	250	3,370
10月	808	38	1,637	121	152	456	0	52	320	3,584
11月	159	46	1,555	100	50	350	0	0	100	2,360
12月	242	26	351	20	0	0	0	250	130	1,019
1月	738	55	0	0	0	0	0	30	210	1,033
2月	145	99	423	0	0	0	0	20	380	1,067
3月	239	98	1,517	28	265	0	0	68	380	2,595
合計	9,583	1,163	21,818	1,066	1,256	1,664	0	803	3,512	40,865

利用実績表(農村公園あぴか)

阿蘇市農村公園あぴか利用状況一覧(利用者明細)

平成30年度

(単位:人)

	利用内容			年代別				性別			備考
	行事	スポーツ	計	小中学生	高校生	一般	計	男	女	計	
4月	0	4,073	4,073	1,253	1,080	1,740	4,073	2,850	1,223	4,073	ファイヤーカップサッカー・マグラーズ大会・なでしこサッカー大会・シニアサッカー大会・阿蘇菊鹿大会・阿蘇市弓友会・ウイクリーズ・サーティーズ・その他(有料)ナイターリーグ・阿蘇支部GG大会(半減)・あそりく・一の宮中陸上部(減免)
5月	480	4,443	4,923	1,820	520	2,583	4,923	3,560	1,363	4,923	シニアサッカー大会・済生会ソフトボール大会・阿蘇市弓友会・サーティーズ・軟式野球大会・碧水校区GG大会・その他(有料)ナイターリーグ・阿蘇市GG大会・阿蘇支部GG大会(半減)・仙酔峡つつじ祭り野球大会・あそりく・一の宮中陸上部・阿蘇市消防団ラッパ隊(減免)
6月	521	3,000	3,521	820	354	2,347	3,521	2,790	731	3,521	大学駅伝九州大会・県障害者GG大会・阿蘇市弓友会・サーティーズ・軟式野球大会・その他(有料)郡民体育祭練習(野球)・ナイターリーグ(半減)阿蘇郡市中体連野球大会・阿蘇市消防団・あそりく・一の宮中陸上部(減免)
7月	0	3,182	3,182	1,050	668	1,464	3,182	2,480	702	3,182	城北野球大会・弓道昇段審査・マグラーズサッカー大会・阿蘇市弓友会・サーティーズ・トレフレ・阿蘇球友会・陸上合宿・その他(有料)・阿蘇郡市民体育祭(野球)(弓道)(陸上)親子防犯ソフトボール大会・阿蘇中陸上・一の宮中陸上部(減免)
8月	200	9,938	10,138	4,850	2,100	3,188	10,138	7,650	2,488	10,138	セルジオ・ベルギー・ファイヤー・マグラーズサッカー大会・阿蘇市弓友会・サーティーズ・トレフレ・阿蘇球友会・弓道合宿(大学・高校)陸上合宿(実業団・大学・高校・中学)・その他(有料)・大阿蘇旗野球大会(半減)・火の山旗弓道大会・阿蘇中陸上・一の宮中陸上部・あそりく(減免)
9月	0	3,370	3,370	1,280	320	1,770	3,370	2,257	1,113	3,370	年金者受給GG大会・熊本県民体育祭・地域振興局野球・トレフレ・サーティーズ・チーム阿蘇ランニング・ネイチャーランド・軟式野球連盟(有料)阿蘇市老連GG大会・阿蘇支部GG大会・ナイターリーグ(半減)中体連練習・中体連・県民体育祭弓道練習(減免)
10月	456	3,128	3,584	1,460	267	1,857	3,584	2,300	1,284	3,584	地域振興局野球・トレフレ・河津工業野球部・サーティーズ・チーム阿蘇ランニング・阿蘇市弓友会・軟式野球連盟(有料)阿蘇支部GG大会・ナイターリーグ(半減)あそりく・中体連練習・中体駅伝大会・小学校駅伝大会・シルバースポーツ大会・火の山旗野球大会(減免)
11月	0	2,360	2,360	750	210	1,400	2,360	1,490	870	2,360	市町村会GG大会・トレフレ・フライングディスクフリスビー大会・郡市弓友会・阿蘇市弓友会・阿蘇ネイチャーランド・阿蘇ランニング(有料)阿蘇市GG大会・碧水校区GG大会・郡市秋季GG大会(半減)あそりく・小体連サッカー大会・阿蘇ビクトリー・城北地区市役所ソフトボール大会(減免)
12月	250	769	1,019	221	139	659	1,019	716	303	1,019	大阿蘇サッカークラブ・熊本県サッカー協会・阿蘇郡市陸協・阿蘇市弓友会・チームアソ(有料)あそりく・阿蘇市消防団(減免)
1月	540	493	1,033	135	22	876	1,033	746	287	1,033	阿蘇市弓友会・チームアソ・ネイチャーランド・阿蘇中央高校(有料)あそりく・阿蘇市消防出初式(減免)
2月	0	1,067	1,067	354	85	628	1,067	721	346	1,067	阿蘇中央高校弓道・阿蘇市弓友会・ロアソソ熊本ジュニア・阿蘇市弓友会・チームアソ・阿蘇西イーグルス・NOK(有料)阿蘇支部GG大会(半減)あそりく・一の宮中学校(減免)
3月	92	2,503	2,595	661	554	1,380	2,595	1,658	937	2,595	熊本県教職員サッカー大会・ネイチャーランド・ジュニアサッカー大会・グランパロールサッカー大会・トレフレ・河津工業・ロアソソ熊本ジュニア・阿蘇市弓友会・チームアソ・NOK(有料)阿蘇市教育委員会GG大会・阿蘇市身体障害者GG大会・あそりく・一の宮中学校・阿蘇中学校(減免)
合計	2,539	38,326	40,865	14,654	6,319	19,892	40,865	29,218	11,647	40,865	

阿蘇市阿蘇農村公園あぴか 物品一覧表

台帳番号	備品名称	形式仕様	数量	単位
3093	FKパネル		1	個
3094	エアコンプレッサー	GL25	1	台
3095	ガスコンロ		2	台
3096	カセットデッキ		1	台
3097	カメラ		2	個
3098	キッチンケース	スチール製	2	台
3099	グラウンドゴルフクラブ		38	個
3100	グラウンドゴルフ用具一式		16	個
3101	グラウンド整地機アタッチメント(ローラー)		1	個
3102	グラウンド整備用トンボ	ブラシ付	6	個
3103	グラウンド整備用トンボ	金属製	20	個
3104	グラウンド整備用トンボ	木製	10	個
3105	コーナーフラッグ		17	個
3106	サッカーゴール一式		1	個
3107	サッカーゴール一式	1組(466,650円)	3	個
3108	サッカーゴール一式		1	個
3109	スターター台		2	個
3110	スターティングブロック		16	個
3111	スタンド式灰皿		4	個
3112	ストーブ		1	台
3113	ストップウォッチ		18	個
3114	スピーカー		2	台
3115	スピーカースタンド	TOA	2	台
3116	スリッパ立て		1	個
3117	ソフトボール用ダブルベース		4	個
3118	ターゲットゴルフ一式		8	個
3119	ティーポール一式		3	個
3120	テレビ		1	台
3121	テレビ台		1	台
3122	テント		2	枚
3123	トラック防護カバー		4	枚
3124	ハードル		60	個
3125	ハードルスタンダード		22	個
3126	ハードル運搬車		8	個
3127	パソコンデスク		1	台
3128	パソコン一式		1	台
3129	バット(子供用)		4	個
3130	バット(大人用)		4	個
3131	バトン		14	個
3132	ハンドマイク		2	台
3133	パンフレッドスタンド		1	個
3134	ピストル		3	個
3135	フェール判定用ゴム板		6	個
3136	フィールド競技者用距離表示マーカー		100	個
3137	フィールド選手用距離指示マーク		100	個
3138	フィニッシュポスト		1	個
3139	プリンター		1	台
3140	ペタンクサークル		24	個
3141	ペタンク一式		16	個
3142	ペタンク得点板		11	個
3143	ペッグ(円盤、ハンマー用)		20	個
3144	ホワイトボード		1	台
3145	マイク		2	個
3146	マイクスタンド		2	台
3147	マイクスタンド(ジャバラ式)		2	台
3148	ラインカー(小)		4	個
3149	ラインカー(大)		5	個
3150	リボンロッド		1	個
3151	リボンロッド		1	個

阿蘇市阿蘇農村公園あぴか 物品一覧表

台帳番号	備品名称	形式仕様	数量	単位
3152	リボンロッド		1	個
3153	リボンロッド止金具		57	個
3154	レーキ		3	個
3155	レーンナンバー標識		1	個
3156	レターケース		2	個
3157	ワイヤレスマイク		3	個
3158	椅子用収納台車		2	台
3159	移動ベース		12	個
3160	一般男子用円盤	スーパー	4	個
3161	一般男子用円盤	ホーローウッド	4	個
3162	運動場整備機	レイキローラー	1	台
3163	円盤、ハンマー投げ用枠		1	個
3164	演台	アルミ製	1	台
3165	応接台	屋久杉	1	台
3166	温度計	デジタル	1	個
3167	回転椅子		1	脚
3168	角型スタンド(スプリンクラー用)		3	個
3169	刈払機		6	台
3170	吸水ローラー		1	個
3171	弓道得点板		1	個
3172	救護用ベッド		1	台
3173	警告カード		2	個
3174	決勝線審判台		1	個
3175	鍵ボックス		2	台
3176	固定ベース		10	個
3177	行事予定表		2	台
3178	鋼鉄製巻尺	100m	1	個
3179	鋼鉄製巻尺	30m	1	個
3180	鋼鉄製巻尺	30m	1	個
3181	鋼鉄製巻尺	50m	1	個
3182	高校男子用円盤	スーパー	2	個
3183	高校男子用円盤	ホーローウッド	2	個
3184	砂場防じんカバー		2	個
3185	砂袋		32	個
3186	傘立		2	個
3187	姿鏡		1	個
3188	自走式スプリンクラー(散水機)	共立 ロールカー RCAR-II	2	台
3189	自転車		1	台
3190	湿度計	オーガスト式	1	台
3191	芝刈機	フライングモア	1	台
3192	芝刈機	三菱トラクターモア	1	台
3193	芝刈機	自走ロータリーモア(パロネス)	1	台
3194	芝刈機	自走ロータリーモア(土屋)	1	台
3195	芝刈機	自走ロータリーモアGM500(パロネス)	1	台
3196	芝刈機	乗用3連アプローチモア(パロネス) LM318	1	台
3197	手旗(黄)		23	個
3198	手旗(黄)		26	個
3199	周回表示器		1	個
3200	周回表示器	鐘付	1	個
3201	出発係用小旗		1	個
3202	出発合図用黒板		2	個
3203	女子用円盤	スーパー	2	個
3204	女子用円盤	ホーローウッド	2	個
3205	女子用槍	スーパーDR	2	個
3206	女子用槍	ミディアムDR	1	個
3207	女子用槍	ロングDR	1	個
3208	除草吸引機	吸引式スーパー	1	台
3209	消火器		8	本
3210	消火器		1	本

阿蘇市阿蘇農村公園あぴか 物品一覧表

台帳番号	備品名称	形式仕様	数量	単位
3211	吹流し		8	個
3212	水取りゴムブラシ		5	個
3213	折りたたみ椅子		75	脚
3214	折りたたみ机		51	台
3215	掃除用具庫		2	個
3216	槍(女子用)	DR50	1	個
3217	槍(女子用)	DR60	1	個
3218	槍(女子用)	DR70	1	個
3219	槍(女子用)	ノルディックスター50	1	個
3220	槍投げ用円弧		1	個
3221	走り高跳び用高度計		1	個
3222	走高跳び用マット		2	個
3223	走高跳用バー		2	個
3224	足留材		1	個
3225	耐火金庫		1	台
3226	担架		1	台
3227	男子用槍	スーパーDR	1	個
3228	男子用槍	メディアムDR	1	個
3229	男子用槍	ロングDR	2	個
3230	茶器		4	台
3231	抽選器		1	個
3232	朝礼台		1	台
3233	長椅子		2	脚
3234	陳列ケース		1	台
3235	投的用脚付拭きマット		1	個
3236	踏切板		6	個
3237	踏切板ボックス		6	個
3238	踏切板標識		2	個
3239	動噴散布機		1	台
3240	肥料散布機	ブロードカスター	1	台
3241	非常用放送設備		1	台
3242	肘付椅子		5	脚
3243	風向風速計	デジタル	1	個
3244	風向風速計	中浅式	1	個
3245	片袖机		5	台
3246	保管庫	スチール製ガラス引戸	4	台
3247	放送アンプ		1	台
3248	放送アンプ		1	台
3249	砲丸(鉄製)	6kg	2	個
3250	砲丸(鉄製)	7kg	5	個
3251	砲丸(砲金製)	5kg	1	個
3252	木製長椅子		4	脚
3253	流し台		3	台
3254	冷蔵庫		1	台
20416	キャリーラック	エパニュー GA-391	2	個
23091	集会テント	2間×3間	2	張
23277	サッカーゴール運搬車	トーエイライト	1	組
23637	少年用サッカーゴール1組	AG-80(少年用)S-3485	1	組
23647	球場用塁ベースセット(3枚組)	SSK YM70 ラバー素材、金属フタ付、固定式	2	セット
23648	Pプレート	MIZUNO 2AR-247	2	個
23649	ホームベース	MIZUNO 2AR-248	2	個
23650	30mリボンロッド(ケース付)	NISHI F3011	1	個
23651	50mリボンロッド(ケース付)	NISHI F3012	1	個
23652	100mリボンロッド(ケース付)	NISHI F3012	1	個
25453	監察マーカー		1	組
25454	ブレイクラインマーカー		2	組
25455	円盤2.0kg		1	個
25456	円盤1.75kg		4	枚
25457	円盤1.5kg		4	個

阿蘇市阿蘇農村公園あぴか 物品一覧表

台帳番号	備品名称	形式仕様	数量	単位
25458	円盤1.0kg		1	枚
25459	やり800g		1	本
25460	やり600g		1	本
25461	スターター台		1	個
25462	スターティングブロック		5	個
25463	踏切板		2	台
25464	ファール判定粘土用ゴム板		1	個
25465	走り幅跳び用マットカバー		1	組
25466	足留材		1	組
25467	円盤投・ハンマー投げサークル		1	台
25468	ペグ		30	本
25469	プラスチックパレット		1	式
27633	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	鋼製巻尺(30m)	2	本
27634	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	リボンロッド(50m)	1	本
27635	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	リボンロッド止金具(平かすがい全天候用)	3	組
27636	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	リボンロッド止金具<フィールド用コの字型金具)	3	個
27637	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	監察マーカ―	1	組
27638	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	バトン	1	組
27639	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	砲丸(7.260kg)	3	個
27640	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	砲丸(6.000kg)ジュニア規格	3	個
27641	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	砲丸(5.000kg)ユース規格	3	個
27642	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	砲丸(2.721kg)中学女子規格	3	個
27643	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	円盤(1.0kg)	1	個
27644	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	スターティングブロック	3	台
27645	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	温湿度計	1	個
27646	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	踏切板	2	個
27647	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	粘土板	1	個
27648	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	走高跳用バー	2	本
27649	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	水取ゴムブラシ	2	本
27650	阿蘇市農村公園あぴか陸上競技場3種公認備品	担架	1	台